

山梨県公報

第二千五百二十五号

平成二十七年

七月九日

木曜日

目次

告示

○道路の区域変更(三件)……………四九七

○道路の供用開始……………四九八

公告

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(三件)……………四九九

○一般競争入札について……………四九九

○平成二十七年度クリーニング師試験の実施……………五〇一

○農用地利用配分計画の認可の申請……………五〇二

公安委員会

○一般競争入札について……………五〇三

正誤

○平成二十三年七月一日付号外第五十七号中……………五〇五

告示

山梨県告示第二百四十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十七年七月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月九日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上野原丹波山線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
---	---	------	-------------	----------

上野原市桐原字梅久保一三三九番地先から 上野原市桐原字梅久保官有無番地先まで	旧	五・八 二一・九	一〇一・四
	新	六・五 二五・六	一〇一・四

山梨県告示第二百四十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十七年七月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月九日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 笛吹市川三郷線
- 三 道路の区域

甲府市梯町字割畑五九四番の二地先から 西八代郡市川三郷町下芦川字地藏堂一〇二番地先まで	旧	八・〇 一九・〇	一三三・四
	新	八・〇 二〇・九	一三三・四

山梨県告示第二百四十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十七年七月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月九日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 富士上吉田線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)		延長 (メートル)
	新	旧	新	旧	
富士吉田市上吉田字富士山北向五六一八番地先から 富士吉田市上吉田字富士山北向五六一八番地先まで	新	旧	新	旧	四八・六
	四・九 三二・四	二・八 三一・四	一一・七 二八・四	四・二 二〇・九	
					一一五・〇

山梨県告示第二百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十七年七月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月九日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	笛吹市川三郷線	甲府市梯町字割畑五九四番の二地先から 西八代郡市川三郷町下芦川字地藏堂三二番の一地先まで	一一九・二	平成二十七年七月九日

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年七月九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 申請のあった年月日 平成二十七年六月三十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人葎崎子育て応援団にらぐるみん
 - 2 代表者の氏名 内藤 香織
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県葎崎市若宮一丁目二番五十号
 - 4 定款に記載された目的

この法人は、子育て中の親・子育て支援者に対して、育児支援に関する事業を行い、まちぐるみで子育てを応援する社会の形成に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十七年七月二日から同年九月一日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年七月九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 申請のあった年月日 平成二十七年六月三十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人フードバンク山梨
 - 2 代表者の氏名 米山 恵子
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県南アルプス市桃園三百八十五番地六
 - 4 定款に記載された目的

この法人は、市場に出すことができなくても、消費するには十分に安全な規格外食品を企業や農家等から提供してもらい、必要としている福祉施設や生活困窮者に

届けるフードバンクシステムを構築するとともに、社会の食品ロスの削減に向けた意識の醸成を図る。さらに、生活困窮者への食糧支援を通して、だれもが食を分かちあい心豊かに暮らしていける社会を創ることを目的とする。

縦覧期間 平成二十七年七月二日から同年九月一日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年七月九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 申請のあった年月日 平成二十七年七月一日
二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人メディカルケア協会

2 代表者の氏名 松葉 惇

3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市伊勢一丁目二番十八号

4 定款に記載された目的

本会は、福祉サービスを必要とする者が心身ともに健やかに育成されるべきであるとの福祉社会の重要性に関する認識に基づき、福祉と医療の連携を図りつつ、科学的でかつ適正な医療を普及することを目指し、また福祉と医療に関する各種サービスを提供する事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十七年七月三日から同年九月二日まで

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十七年七月九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする物品等の名称及び数量

(一) 名称 山梨県立高等学校等の電気
(二) 数量 一式

2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書で定める内容であること。

3 供給期間 平成二十七年十月一日から平成二十八年九月三十日まで

4 供給場所 知事が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県総務部管財課

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）

第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六十七條の四第一項第三号に該当する者を除く。）

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

3 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿の登録業種（燃料・電力）のうち、「電力」に係る登録を受けている者であること。

4 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者又は同項第八号に規定する特定規模電気事業者であること。

5 調達をする物品等の供給実績及び環境への配慮に関する事項について、入札説明書及び仕様書に定めるところにより知事が適当と認められた者であること。

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 平成二十七年七月九日(木)から同月二十一日(火)まで(山梨県の休日を含める。以下「県の休日」という。)を除く。

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部管財課

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所 四の3に掲げる場所

2 入札説明書等の交付方法 この公告の日から平成二十七年七月二十一日(火)までの日(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四の3に掲げる場所において直接交付する。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十七年八月十八日(火) 午前十時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県防災新館三階三〇一会議室

5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部管財課宛てに平成二十七年八月十七日(月)午後四時までに到着するように送付すること。

6 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

(三) 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第百八条の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。

(四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

8 落札者の決定方法 規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 前払金の有無 無

6 契約書作成の要否 要

7 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年山梨県条例第九十号)に基づき長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することができる。

8 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問い合わせ先 山梨県総務部管財課(電話〇五五―二三三―一三九一)

※ Summary

1 Nature and quantity of the services to be procured:

Supply of electricity for General Government buildings of Yamanashi Prefectural Government

2 Date and time for tender:

10:00AM August 18, 2015

3 Bureau in charge:

● 平成二十七年年度クリーニング師試験の実施
クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、クリーニング師の試験を次のとおり実施する。
平成二十七年七月九日

一 試験日時 山梨県知事 後 藤 齋
平成二十七年十月十六日（金）午前九時三十分

二 試験場所 甲府市朝氣一丁目二番二号 山梨県立男女共同参画推進センター（びゅあ総合）

三 試験科目

- 1 衛生法規に関する知識
 - 2 公衆衛生に関する知識
 - 3 洗たく物の処理に関する知識
 - 4 洗たく物の処理に関する技能
- (一) 繊維の鑑別に関する技能
(二) ワイシャツのアイロン仕上げに関する技能

四 受験資格
クリーニング業法第七条第三項に規定する者

五 受験手続
1 提出書類

- (一) 受験願書
- (二) 履歴書
- (三) クリーニング師試験を受ける資格を有する者であることを証する書類（卒業証明書、卒業証書の写し、地方厚生局長又は地方厚生支局長の認定を受けた者はその認定書の写し等）
- (四) 写真（出願前六月以内に撮影した手札形（縦十二・七センチメートル、横八・九センチメートル）、無帽、正面上半身のもので、裏面に氏名、生年月日及び撮影年月日を記載したもの）

2 受験手数料

七千円（受験願書に七千円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼付し、消印はしなさい。）

受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。

3 受験願書受付期間

平成二十七年八月十七日（月）から同月二十八日（金）まで（以下「受付期間内」という。）の山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分までとし、受験願書の提出先に持参することを原則とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、受付期間内の消印のあるものを有効とする。

4 受験願書等の提出先

受験願書等は、営業所の所在地又は住所を所管する各保健福祉事務所（保健所（支所を含む。以下同じ。））に提出すること。ただし、県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部衛生薬務課に提出すること。

六 試験結果の発表等

1 合格者の発表
平成二十七年十月二十三日（金）午前九時に山梨県防災新館東側及び各保健福祉事務所（保健所）の掲示板並びに山梨県のホームページに合格者を受験番号で発表する。

2 合否通知書の送付

受験者には、試験結果発表後に合否通知書を郵送する。

七 問い合わせ先

所 属	住 所	電 話 番 号
山梨県福祉保健部衛生薬務課	甲府市丸の内一丁目六番一号	〇五五―二二三―一四八八
山梨県中北保健福祉事務所（中北保健所）衛生課	甲府市太田町九番一号	〇五五―二三七―一三八二
山梨県中北保健福祉事務所峡北支所（中北保健所峡北支所）衛生課	韮崎市本町四丁目一番四号	〇五五―一三三―一三〇七
山梨県峡東保健福祉事務所（衛生課）	山梨市下井尻百二十六	〇五五―二〇一―二七五一

峡東保健所) 衛生課	番地一	
山梨県峡南保健福祉事務所 (峡南保健所) 衛生課	南巨摩郡富士川町歟沢 七百七十一番地二	〇五五六―二一八―一五二
山梨県富士・東部保健福祉事務所 (富士・東部保健所) 衛生課	富士吉田市上吉田一丁目二番五号	〇五五五―二四―九〇三三

● 農用地利用配分計画の認可の申請

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。

なお、同項の規定により、利害関係人は、縦覧期間が満了する日までに、縦覧に供された農用地利用配分計画について知事に意見書を提出することができる。

平成二十七年七月九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 農用地利用配分計画

氏名又は名称	居住し、又は所在する市区町村	所 在	面積(平方メートル)
伊奈 善一郎	甲府市	南アルプス市上今諏訪字古岡千四百八十九番一外三筆	二、七二六
宮下 司	富士吉田市	富士吉田市大明見一丁目二千三百九十八番外二筆	二、五〇八
佐藤 秀次	都留市	都留市大原字大原百三十二番一	七四五

丹澤 修	山梨市	山梨市下栗原字裏河原千九十二番	一、三五〇
高野 弘法	山梨市	山梨市上栗原字榎町八百八十一番一外一筆	七五三
大澤 利嗣	山梨市	山梨市上栗原字大林四百六十三番一外一筆	一、四五六
武川 哲也	山梨市	山梨市牧丘町窪平字刑部作三百四十三番一外十三筆	七、二八七
中村 正和	山梨市	山梨市正徳寺字三島ノ木千百三十四番一外三筆	七、二二六
竹山 雄樹	山梨市	山梨市上石森字下黒木千二百二十四番一外四筆	三、一七七
清水 徹	山梨市	山梨市上石森字道下千三百七十六番一外五筆	三、五〇一
山岸 武	山梨市	山梨市中村字西田百二十九番一外一筆	二、九六二
石井 健太郎	南アルプス市	南アルプス市下今諏訪字前畑十六番外三筆	二、六五〇
金丸 信正	南アルプス市	南アルプス市上今諏訪字御柱百十四番外五筆	三、二三九
久保田 勇	南アルプス市	南アルプス市上今諏訪字堀上千二百九十七番外二筆	九六三
金丸 勝比古	南アルプス市	南アルプス市徳永字下川原千三百七十二番一	一、〇五二

小野 隆	南アルプス市	南アルプス市西野字小森 二百五十四番一外九筆	九、六七二
小野 博夫	南アルプス市	南アルプス市西野字西和 田千五十八番一	一、四六三
岩間 広己	南アルプス市	南アルプス市西野字東和 田千百十六番一	一四二
井上 能孝	北杜市	北杜市長坂町日野字焼久 保三千三百八十五番	一、二九六
丸茂 喜一	北杜市	北杜市大泉町谷戸字方城 畑三千三百三番一外七筆	七、一四八
秋山 和則	笛吹市	笛吹市八代町竹居字平三 二千九十番	一、五三二
梶 敏範	笛吹市	笛吹市八代町南字宮田三 千六百四十三番	一、二五六
上野原ゆうき の輪合同会社	上野原市	上野原市鶴川字山竹九百 十一番外四筆	五、〇一九
雨宮 由規	甲州市	山梨市上之割字唐土四百 八十七番外一筆	五八一
三浦 誠	甲州市	甲州市塩山竹森字柿乙三 千四百十一番外一筆	三、二六九
坂本 智	甲州市	甲州市勝沼町休息字雁分 八百四十二番一	六七〇
芹澤 和人	甲州市	甲州市勝沼町下岩崎字道 玄坂千五百三十番	八九六

(詳細は、省略し、その関係書類を二の1に掲げる場所に備え置いて縦覧に供する。)

公安委員会

二 縦覧の場所等

- 場所
甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県農政部農村振興課
 - 期間
この公告の日から平成二十七年七月二十三日までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日
 - 時間
午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで
- 三 意見書の提出先等
- 提出先
二の1に掲げる場所
 - 記載事項
(-) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
(二) 利害関係の内容
(三) 意見
 - 提出期限
平成二十七年七月二十三日

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十七年七月九日

山梨県警察本部長 飯 利 雄 彦

一 一般競争入札に付する事項

- 調達をする借入物品等の名称及び数量
(一) 名称 初動捜査活動支援システム路上装置
(二) 数量 一式
- 調達をする借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
- 借入期間 平成二十八年三月一日から平成三十四年二月二十八日まで
- 借入場所 山梨県警察本部長が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県警察本部刑事部刑事企画課
三 一般競争入札の参加資格

- 1 一般競争入札の参加資格に記載した条件を全て満たす者であること。
- 2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 3 平成二十七年七月度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十七年山梨県告示第百二十三号）の一に定める競争入札に参加することができる者又は入札の日までに取得見込みの者であること。
- 4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- 5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第四十一条第一項の更生手続開始の決定を受けた者が、そのに係る同法第九十九条第一項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 6 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条第一項又は第二項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 7 民事再生法附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十条第一項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。
- 8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- 9 法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料の滞納がない者であること。
- 10 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。
- 11 機密漏洩防止に関する規程を定めていること。
- 12 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行し得ること。

13 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかは問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）に次の(一)から(四)までのいずれかに該当する者のいない法人であること。

- (一) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- (二) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- (三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの
- (四) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

四 一般競争入札の参加資格の審査

- 1 申請の時期 この公告の日から平成二十七年七月二十九日（水）まで（山梨県の休日を含め、この公告の日から平成二十七年七月二十九日（水）まで（山梨県の休日）を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）
- 2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
- 3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。

五 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所 四の3に掲げる場所
- 2 入札説明書の交付方法 この公告の日から平成二十七年七月二十三日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四の3に掲げる場所において直接交付する。
- 3 入札及び開札の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十七年八月十九日（水）午後二時
- (二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県防災新館二階聴聞室
- 4 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 5 入札の無効 この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者

の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

6 落札者の決定方法 この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めた入札者であつて、規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

六 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 前払金の有無 無

6 契約書作成の要否 要

7 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、当該契約は解除することがある。

8 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなつた場合は契約を締結しない。また、この場合において、山梨県警察は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県警察本部刑事部刑事企画課（電話〇五五―一二二―〇一一〇）

※ Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured

On-road device of Initial Investigation Support System, 1 Set

2 Date and time for tender

2:00PM August 19, 2015

3 Bureau in charge

Investigative Planning Division, Criminal Investigation Department,
Yamanashi Prefectural Police Headquarters
6-1 Marunouchi 1-chome Kofu-shi Yamanashi-ken 400-8586 Japan
TEL 055-221-0110

正 誤

ページ	段	行	誤	正
六	上	終わりから	条例第十三条第四項第二号	第十三条第四項第二号
七				

○平成二十三年七月一日（号外第五十七号）公布山梨県規則第二十二号（山梨県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則）

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番